事業主及び担当者様へ　～職場内で掲示や加入者の皆さまへ回覧してください～

いきいきつうしん

平成26年1月号

CONTENTS

・平成２６年度の健康保険料率・介護保険料率について
・山口県と『健康づくりの推進に向けた包括的連携に関する協定』を締結しました

健康保険のお知らせ
・『山口県ジェネリック医薬品安心使用促進セミナー』のご案内
・平成２５年度「医療費のお知らせ」の送付について

健診・保健指導のお知らせ
・定期健診（事業者健診）結果データに基づく特定保健指導について

加入者の皆さまへ
・あん摩マッサージの施術と健康保険について

亀山八幡宮　～下関市～

平成２６年度の健康保険料率は引き続き据え置く方向ですが、介護保険料率は上がる見通しです

協会けんぽの健康保険料率については、昨年、健康保険法等が改正されたことを踏まえ、準備金を取り崩すことによって、**平成２６年度も引き続き全国平均１０%、各都道府県ともに平成２５年度の保険料率に据え置く方向**で、現在、関係方面と調整しています。

しかしながら、介護保険については、介護給付費が年々増加していることに伴い、協会けんぽが負担しなければならない額（介護納付金）が、対前年比で７２５億円程度増加することが見込まれるため、**介護保険料率については引き上げざるを得ない見通しです。**

協会けんぽといたしましても、財政基盤の強化、加入者・事業主の皆様の負担軽減のため、協会けんぽに対する国庫補助率を法律の上限である２０%へ引上げるとともに、高齢者医療の見直しをはじめ制度全体の見直しを、国や関係方面に強く訴えてまいりますので、加入者・事業主の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

なお、平成２６年度の健康保険料率、介護保険料率については、２月中旬頃に決定する予定です。決まり次第、協会けんぽのホームページに保険料額表を掲載し、「いきいきつうしん」２月号にも同封する予定です。

介護保険制度・介護保険料とは

介護保険制度は、介護が必要な高齢者を社会全体で支える仕組みであり、公費（税金）や高齢者の介護保険料のほか、４０歳から６４歳までの健康保険の加入者（介護保険第２号被保険者）が負担する介護保険料（労使折半）等により支えられています。

山口県と『健康づくりの推進に向けた包括的連携に関する協定』を締結しました

山口県と協会けんぽ山口支部は、山口県全体の健康づくりを推進するため、平成２５年１２月１６日に、『健康づくりの推進に向けた包括的連携に関する協定』を締結しました。

（連携・協力事項）
- ○ 特定健康診査や特定保健指導に関すること
- ○ 医療費の適正化に関すること
- ○ 医療費や特定健康診査等の調査分析に関すること
- ○ がん検診の受診促進に関すること
- ○ 健康づくりの推進に関すること

（協定締結式の様子）

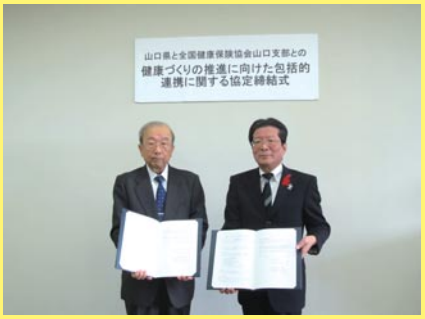

写真右：山口県　渡邉 健康福祉部長
写真左：協会けんぽ山口支部　梶 支部長

『山口県ジェネリック医薬品安心使用促進セミナー』のご案内

山口県では、県民の皆様が安心して医薬品を使用できるよう環境整備のための取り組みを行っています。このたび、ジェネリック医薬品について理解を深めていただくために、県民を対象としたセミナーが以下のとおり開催されます。

参加をご希望の方は、山口県薬務課のホームページから参加申込書を印刷のうえ、山口県薬務課へFAXまたはEメールにてお申し込みください。申込期限は2月7日（金）です。

【日　時】 平成２６年３月１日（土）　１３：００～１５：３０（開場１２：３０）
【場　所】 ニューメディアプラザ山口　１Ｆ　多目的シアター（山口市熊野町１－１０）
【内　容】 ① 基調講演「もっと知りたいくすり（薬）のこと」（仮題）
講師：山口大学大学院医学系研究科教授　古川 裕之
② 特別講演「ジェネリック医薬品の品質について」（仮題）
講師：医薬品医療機器ﾚｷﾞｭﾗﾄﾘｰｻｲｴﾝｽ財団　評議員　横浜 重晴（沢井製薬株式会社）
③ フォーラム（テーマ「ジェネリック医薬品を安心して使用するために」）
【対象者】 一般県民、医療関係者　　【主　催】山口県・山口県ジェネリック医薬品安心使用促進協議会
【お問い合わせ先】 山口県健康福祉部薬務課製薬指導班
（電話：083-933-3023、FAX：083-933-3029、Ｅメール：a15400@pref.yamaguchi.lg.jp）

平成２５年度「医療費のお知らせ」の送付について

協会けんぽでは、加入者の皆様に健康保険に対する関心を高めていただくことを目的に、年に１回、「医療費のお知らせ」を送付しております。

今年度のお知らせは、平成２６年２月中旬に送付する予定です。事業所様宛に一括で送付いたしますので、事業主・事務担当者の皆様にはお手数をおかけしますが、対象の方へ配付していただきますようご協力をお願いいたします。

【お知らせの内容】
健康保険証を使って受診された方の氏名、医療機関名、医療費の総額等が記載されています。

【お知らせの対象となる期間】
平成２４年１０月から平成２５年９月までの診療分
※医療機関等から協会けんぽへの医療費請求が遅れている等、特別な事情がある場合は記載されないことがあります。

【注意事項】
○「医療費のお知らせ」は被保険者様ごとに封緘されています。開封せずに対象の方に配付してください。
○退職等により配付することができない場合は、お手数ですが、協会けんぽまでご返送いただきますようお願いいたします。

協会けんぽのインターネットサービスでは、医療費の情報を随時閲覧することができます。ご利用には、ユーザＩＤとパスワードの取得が必要です。詳しくは、協会けんぽのホームページをご覧ください。

「医療費のお知らせ」に関するお問い合わせは　協会けんぽ山口支部　レセプトグループ（℡083-974-0533）まで

定期健診（事業者健診）結果データに基づく特定保健指導について

■ 定期健診（事業者健診）結果データのご提供について

協会けんぽでは、協会けんぽの生活習慣病予防健診を利用せずに定期健診を実施された事業所様に対して、「高齢者の医療の確保に関する法律」※に基づき、その健診結果データのご提供をお願いしております。今年度についても、多くの事業所様にご協力いただき、これまでのデータ取得件数は以下のとおりとなっております。

いまだご提供いただけていない事業所様につきましては、ぜひご協力をお願いいたします。ご提供方法は所定の同意書を協会けんぽへご提出いただくのみです。協会けんぽが健診機関から直接、健診結果データを取得いたします。詳しくは、当支部保健グループ（TEL：083-974-1501）までお問い合わせください。

年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度 11 月末時点
データ取得件数 （事業所数）	180 件 （18）	4, 340 件 （112）	12, 914 件 （539）	6, 920 件 （416）

※「高齢者の医療の確保に関する法律」第 27 条（特定健康診査等に関する記録の提供）

2　保険者は、加入者を使用している事業者等又は使用していた事業者等に対し、厚生労働省令で定めるところにより、労働安全衛生法その他の法令に基づき当該事業者等が保存している当該加入者に係る健康診断に関する記録の写しを提供するよう求めることができる。

3　前２項の規定により、特定健康診査若しくは特定保健指導に関する記録又は健康診断に関する記録の写しの提供を求められた保険者又は事業者等は、厚生労働省令で定めるところにより、当該記録の写しを提供しなければならない。

■ 定期健診（事業者健診）結果データに基づき、特定保健指導を実施いたします

協会けんぽが提供を受けた健診結果データの内容から、特定保健指導の対象となる方がいらっしゃる場合は、協会けんぽの保健師等が事業所様を訪問し、特定保健指導を実施いたします。

特定保健指導の実施にあたっては、対象となった方を事業所様にお知らせすることとなりますが、それにはご本人の同意が必要となります。そこで、今後は以下の流れで、健診受診者の方への周知を行いますので、事業所様にはお手数をおかけしますが、ご協力をお願いいたします。

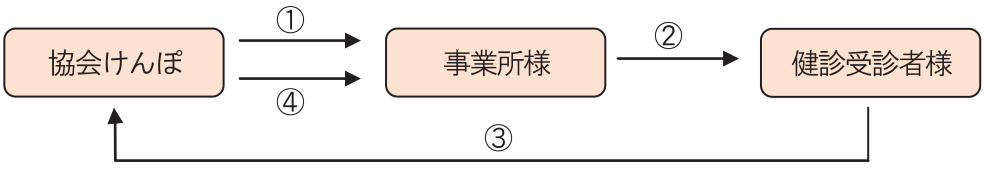

≪定期健診実施予定月のおよそ２か月前を目安にスタートします≫

①協会けんぽから事業所様へ、特定保健指導実施に係る依頼とともに案内文書を送付する。

②事業所様から定期健診を受診される方へ、問診票等とあわせて案内文書を配付していただく。

③健診受診者の方が、**特定保健指導の対象者名簿への記載に同意しない場合**は申し出ていただく。

（案内文書の裏面が申出書となっていますので、不同意の場合は申出書を協会けんぽへ郵送していただく。）

④協会けんぽから事業所様へ、「特定保健指導のご案内（対象者名簿）」を送付する。

（特定保健指導の対象となった方で、不同意の申し出が無かった方をお知らせします。）

健診・保健指導に関するお問い合わせは　協会けんぽ山口支部　保健グループ（TEL083-974-1501）まで

協会けんぽからのお知らせ

職場内で掲示・回覧してください

～加入者の皆さまへ～

あん摩・マッサージの施術と健康保険について

あん摩・マッサージの施術は、一定の要件を満たす場合のみ、健康保険の対象となります。単なる疲労回復や慰安目的などのマッサージは健康保険の対象となりませんので、ご注意ください。

あん摩・マッサージの施術が健康保険の対象となるのは？

筋麻痺・関節拘縮等の症状が認められ、その制限されている関節の可動域の拡大と筋力増強を促し、症状を改善することを目的として、あん摩・マッサージの施術が必要と医師が同意している場合に限られます。

なお、あん摩・マッサージについて、健康保険の対象となり得るのは、「あん摩マッサージ指圧師」（国家資格者）による施術のみです。整体やカイロプラクティック（民間資格者）の施術については、健康保険の対象となりません。

【あん摩・マッサージの施術を受ける場合の注意事項】

➢ 定期的に医師の同意が必要です

健康保険を使って、あん摩・マッサージの施術を継続して受けるには、３カ月ごとに医師の同意が必要です。

➢「療養費支給申請書」は内容をよく確認したうえで、記入・押印してください

「療養費支給申請書」は健康保険へ費用を請求する大切な書類です。傷病名・日数・金額などをよくご確認のうえ、必ずご自身で記入・押印してください。

➢ 領収書は必ずもらいましょう

領収書は医療費控除を受ける際に必要となりますので、大切に保管してください。

大切なお知らせ

～健康保険証の使用について～

原則、業務上や通勤中のケガについては、健康保険は使えません。

【お問合わせ･申請先】

全国健康保険協会 山口支部
協会けんぽ

協会けんぽ山口　検索

http://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/yamaguchi/

〒754－8522
山口市小郡下郷312-2　山本ビル第3
（給付金･任意継続のこと）　083－974－0530
（健診に関すること）　〃　－1501
（広報に関すること）　〃　－0531

メールマガジン会員募集中！

-健康保険の制度・健康づくりなどの情報が配信されます-詳しくは協会けんぽ山口支部ＨＰまで

協会けんぽの『生活習慣病予防健診』申込みにかかる

インターネットサービスのご案内

『生活習慣病予防健診』のお申込みについては、健診機関へのご予約後、生活習慣病予防健診申込書に必要事項をご記入のうえ、協会けんぽへご提出いただく流れとなっておりますが、専用の Excel ツールで申込書を作成し、インターネットを通じてご提出いただくことも可能です。申込書の手書きや郵送の手間が無くなりますので、ぜひインターネットサービスをご利用ください。

≪『生活習慣病予防健診』お申込みの流れ ≫

①健診機関へ予約

②申込書に記入

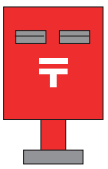

③協会けんぽへ郵送

「受診者が多い」「支店・営業所が複数ある」等の場合、申込書の手書きや申込書を何度も郵送するのは面倒。インターネットサービスを利用し、その手間を省きましょう！

パソコンで申込書を作成し、インターネットから提出可能

≪ インターネットサービス ご利用の手順 ≫

【1】ユーザＩＤとパスワードを取得する

インターネットサービスのご利用には、ユーザＩＤとパスワードの取得が必要です。取得申請は協会けんぽのホームページから随時可能です。申請後、約１週間程度で、書面によりユーザＩＤとパスワードをお届けします。（すでに、ユーザＩＤとパスワードをお持ちの場合は、新たに申請する必要はありません。）

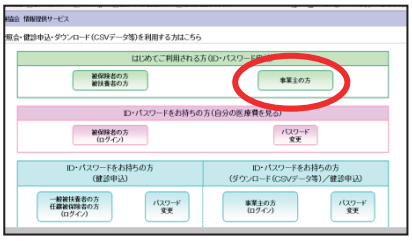

＜裏面に続く＞

【2】健診対象者データ等をダウンロードする

ユーザＩＤとパスワードを取得した後、協会けんぽのホームページから健診対象者データや Excel ツールをダウンロードし、健診対象者データを Excel ツールに取り込みます。

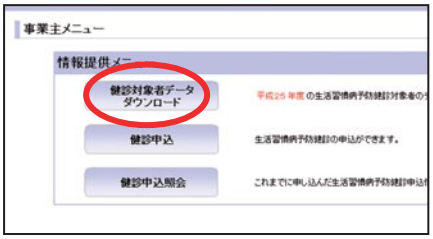

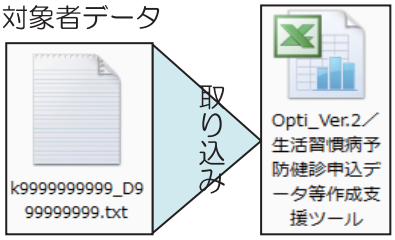

ダウンロードした健診対象者データを解凍する際に求められるパスワードは、協会けんぽからお届けしたパスワードの先頭に半角大文字「D」を付したものになります。

【3】Excel ツールで申込データを作成する

健診機関へ予約した後、Excel ツールに予約内容を入力し、申込データを作成します。

Excel ツールの操作方法については、Excel ツールとあわせてダウンロードされる取扱説明書をご参照ください。

【4】申込データをアップロードする

Excel ツールで申込データを作成すると、３種類のファイルが生成されます。そのうち、「MPNC.TXT」を協会けんぽのホームページからアップロードします。以上で、生活習慣病予防健診申込書の提出は完了です。

生成される３種類のファイル（例）

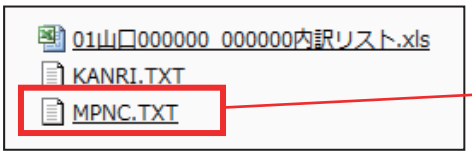

➢各手順の詳細な方法については、協会けんぽのホームページでご確認ください。

➢インターネットサービスの開始日・終了日については、以下のとおりです。

区分	平成 25 年度	平成 26 年度
ダウンロードサービス	平成 25 年 12 月 31 日で終了	平成 26 年２月 24 日から開始
アップロードサービス	平成 26 年3月 31 日で終了	平成 26 年３月３日から開始※

※平成 26 年度健診申込書用紙の受付についても、平成 26 年３月３日から開始します。

〔お問い合わせ先〕　全国健康保険協会（協会けんぽ）山口支部

企画総務グループ　℡：083-974-0531【ユーザＩＤ・パスワードの申請について】

保健グループ　℡：083-974-1501【ダウンロードからアップロードについて】